

●いんふおめーしょん

子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN



- ◇【速報】日本政府が子どもの権利条約第3回政府報告書を提出
～国連・子どもの権利委員会との「建設的対話」の
意思を感じさせない内容～
平野裕二（代表委員） 2
- ◇『フォーラム 子どもの権利研究 2008』
～子どもにとっての安心、岐路に立つ子どもの政策を考える～
新山恵里子（東洋大学大学院福祉社会デザイン研究科子ども支援学コース在学） 8
- ◇フォーラム 子どもの権利研究 2008
大河内彩子（早稲田大学大学院） 10
- ◇第8回「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業報告
ART ON たまごクラブ
森のアトリエ 20
- ★ DOCUMENT（No91）子どもの人権と教育関係の報道と記録から 25

◆活動の基調◆

子どもの権利条約発効以来、日本国内での実施や普及はまだまだの状態です。私たちは、内外の子どもをめぐむ状況をつかみ、子どもの権利条約の実現、普及のための活動をすすめます。

【速報】日本政府が子どもの権利条約第3回政府報告書を提出 ～国連・子どもの権利委員会との「建設的対話」の 意思を感じさせない内容～

平野裕二（代表委員）

2008年4月22日、日本政府が国連に対して子どもの権利条約に関する第3回政府報告書を提出した。外務省ウェブサイト (<http://www.mofa.go.jp>) の「児童の権利条約」コーナーにも、さっそくPDFファイルで掲載されている。提出期限（2006年5月21日）からおよそ2年遅れての提出であった（以下、〔 〕内の数字は報告書のパラグラフ番号）

なお、今回の報告対象期間は基本的に2001年6月（第2回報告書作成時点）から2006年3月までである。「重要な施策や法改正」については2007年7月まで報告に含まれており、2007年5月の児童虐待防止法改正〔19・308〕や少年法改正〔460〕についても取り上げられている。2006年12月の教育基本法改正についても簡単に触れられているが〔25〕、「これまでの基本法に引き続き、教育を行うにあたり個人の尊厳を重んずる事を規定している」と述べるのみで、十分な報告とはなっていない。

第3回政府報告書とあわせて、「武力紛争における児童の関与に関する選択議定書」および「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する選択議定書」についての第1回政府報告書も提出された。提出期限はそれぞれ2006年9月2日と2007年2月24日で、やはり遅れ気味の提出である。

国連・子どもの権利委員会がこれらの報告書の審査を行なう時期は未定だが、いまのところ、どんなに早くても2010年1月以降になると思

われる。なお、3つの報告書は一括して、おそらく1日半（9時間）程度の日程で審査される見込みである。

第3回政府報告書の特徴と暫定的評価

子どもの権利条約についての政府報告書はこれが3回目になるにも関わらず、その内容および質が従来のもものよりも向上したとは言えない。とりいそぎ、第3回政府報告書について、以下のような特徴と問題点を指摘しておく。

(a) 委員会の勧告に誠実に応答しようとしていない

子どもの権利委員会による勧告を意識した記述は従来報告書よりも増え、過去の総括所見（最終見解）に直接言及している箇所もいくつかある。しかし、委員会の勧告を踏まえて改善のための方策をとった旨の記述は皆無に近い。関連の記述は、(i) これまでの総括所見に単に形式的に触れるか、(ii) 委員会による勧告の内容を理解していないか、(iii) 審査の過程で表明された委員会の見解に明確に反論せず、従来の主張を繰り返すかのいずれかに留まっている。

たとえば性的同意年齢（13歳）の引上げを求められた件については、児童買春・児童ポルノ禁止法で18歳未満の子どもが児童買春行為から保護されていると述べるに留まり〔117〕、性的同意年齢そのものが低すぎるという委員会の懸念を理解していない。

婚姻年齢の男女差（男18歳・女16歳）についても、「肉体的及び精神的な発育において男女間に差があることは一般的に認められている」として、「合理的な理由に基づく」差異であるとしている〔139〕。これは従来からの主張の繰り返しであり、子どもの権利委員会や女性差別撤廃委員会の見解に説得力ある形で反論できていない。婚外子差別〔216－219〕についても同様である。

委員会から指摘された「教育制度の過度に競争的な性質」（第2回総括所見パラ49）についても、これを意識した記述は見られるものの、「15歳人口が減少してきており、高等学校入学者選抜における過度の受験競争は緩和されつつある」〔423〕などと、いっさいのデータを示すことなく、またいわゆる「お受験」や塾通い等についても触れることなく、述べるに留まっている。学習指導要領の見直しにともなって教育内容の充実・増加が見込まれていることについても、「これらは子どもたちが社会において十分にその個性や能力を伸ばすために必要不可欠の基礎を培うものであって、競争的な性格により悪影響が生じるとの指摘は当たらない」と、具体的根拠を示すことなく述べるのみである〔424〕。

また、とくに「一般原則」や「基礎保健および福祉」の章では、委員会の勧告を考慮した形跡すらない。全体として、委員会の勧告を誠実に考慮して十分に説明責任を果たした報告書とはまったく評価できず、委員会と「建設的対話」をしようとする意思があるのかどうかさえ疑わせるものとなっている。

(b) 「権利基盤アプローチ」が一顧だにされていない

とりわけ、第2回総括所見で最大の特徴であった「権利基盤（型）アプローチ」について

一顧だにされていないのは大きな問題である。権利の視点を欠いた、それどころか子どもの権利保障に逆行する多くの立法・政策措置が、そのことの自覚さえなく、堂々と報告されている。

「児童の権利の推進に資する新規立法、法律改正」〔12〕として、児童買春・児童ポルノ禁止法〔15・16〕や児童虐待防止法〔18〕を挙げることが問題あるまい。いずれの法律でも、子どもの権利を擁護することが目的として掲げられているためである。しかし、子どもをも処罰対象とするいわゆる出会い系サイト規正法〔14〕や、子どもの権利の視点がまったくない少子化対策基本法〔17〕までもそこに含めることは、やはり適切ではない。

そもそも前回の総括所見では、少年法改正や教育基本法改正の動きを背景として、「締約国が立法の包括的見直しを行なうとともに、条約の原則および規定ならびにそこに掲げられた権利基盤型アプローチとの全面的な一致を確保するためにあらゆる必要な措置をとる」ことが勧告されていた（パラ11）。この勧告に沿った措置がとられてこなかったことは、周知のとおりである。

前回の総括所見では、「青少年育成施策大綱において権利基盤型アプローチがとられ、……かつ『子どもにふさわしい世界』と題する2002年国連子ども特別総会の成果文書のコミットメントが考慮されることを確保するため、市民社会および若者団体と連携しながら同大綱を強化すること」（パラ13(a)）として、青少年育成施策大綱（2003年12月）の全面的見直しも要求されていた。しかし第3回報告書では、このような勧告になんら触れることなく、条約実施のための国内行動計画として同大綱をひきつづき挙げている〔32〕。2008年に見直しを行なう予定ともされているが〔37〕、その過程で権利基盤アプローチをどのように考慮する

つもりなのかについては、いっさい触れられていない。

また、国連子ども特別総会（2002年5月）の成果文書「子どもにふさわしい世界」をフォローアップするための国別行動計画はいまだ策定されていないが、第3回報告書はこの点についても沈黙を保ち、同特別総会に向けて国別報告書を作成したと報告するに留まっている〔31〕。しかも、同特別総会は当初2001年9月の予定だったものがいわゆる「9・11事件」により2002年5月に延期されたのだが、報告書では「2001年9月の……」と書かれており〔31〕、あまりにもいいかげんである。

このほか「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の策定（2006年6月）についても報告されているが〔34〕、これもあくまでも少子化対策の一環であって、権利の視点が十分に反映されているとはいえない。さらに、教育再生会議が「条約の実施に向けた国内体制整備」に位置づけられている〔概要・33〕のはもはや噴飯物である。

また、前回の総括所見では、日本で権利基盤アプローチへの理解が浸透していないことについても懸念が表明され（パラ20）、「意識啓発キャンペーン、研修および教育プログラムが態度の変革、行動および子どもの取扱いに与えた影響を評価すること」（パラ21(c))や、「人権教育、およびとくに子どもの権利教育を学校カリキュラムに含めること」（同(d))が求められていた。

しかし条約広報措置に関する記述〔78－105〕では、これらの勧告がまったく考慮されていない。そもそも条約の周知度調査や子どもの権利に関する意識調査等は国レベルでは実施されていないため、委員会が求めたように「影響を評価する」ことは不可能である。学校カリキュラムについても人権教育について一般的に述べるだけで〔88・419〕、条約および子どもの

権利が具体的にどのように教えられているかについてはまったく報告されていない。なお、「広報活動への児童の参画」の例として横浜会議（第2回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議、2001年12月）での子ども参加が挙げられているが〔105〕、まったく筋違いである。

権利基盤アプローチの不可欠な要素である子どもの意見の尊重の原則および子ども参加〔192－211〕についても、前回の勧告がまったく踏まえられていない。委員会は、「子どもの意見がどのぐらい考慮されているか、またそれが政策、プログラムおよび子どもたち自身にどのような影響をあたえているかについて定期的検討を行なうこと」（パラ28(c))も求めていたが、このような影響評価の視点が欠けていることは大きな問題である。

そもそも、第3回報告書は依然として「保護」偏重の内容となっており、それ自体、権利基盤アプローチへの配慮を欠いている。「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」〔169〕や犯罪被害から子どもを守るための対策〔186－190〕など、「犯罪被害からの保護」が強調されているのは第3回報告書の大きな特徴である。17条（適切な情報へのアクセス）については、前回と同様、「有害」な情報からの保護については4ページ近くを割いて詳細に報告しているにも関わらず〔243－256〕、メディア・リテラシー等についてはまったく言及がない。また、虐待・ネグレクトからの保護についてもかなり詳しく、およそ8ページを費やしている〔306－342〕。重要なのは、このような「保護」をいっそう効果的なものとするために、子どもの意見をどのように聴き、どのように反映させたかという点である。

(c) 重要なデータが欠落しており、子どもたち

の実態や施策の効果が見えない

第3回報告書では、「第2回政府報告書パラグラフ〇〇参照」で済ませている箇所が非常に多い。前回の報告から変更がない法律・制度の説明であればそれでもよいが、データの報告や実態の評価が求められている箇所までもこのような対応で済ませるのは、報告制度をないがしろにするものである。とりわけ、里親・施設措置などに関わる20条（家庭環境を奪われた子ども）全体について、「第2回政府報告パラグラフ191を参照」で済ませているのはでたらめにもほどがある〔297〕。

第1回報告のころから一貫して問題になっていることだが、日本政府の報告書をいくら読んでも、日本で暮らす子どもたちの実態はほとんど見えてこない。

国際養子縁組〔303〕、児童相談所・警察における虐待関連の相談件数等〔342〕。児童相談所における性的搾取・虐待事件の処理件数〔560〕などが挙げられているのは評価できるし、障害児や少年司法の分野でも多くのデータが紹介されている。

しかし掲載データの選択が体系的観点から行なわれたとは思えず、子どもの権利の観点から十分な評価を行なうことは不可能である。とりわけ、2条（差別の禁止）との関連ではまったくデータが挙げられておらず〔143－163〕、差別と闘おうとする真摯な意図があるのかどうか、疑わしい。

また、とくに教育分野では重要なデータを省略する傾向が著しく、意図的な実態隠しを図っているとしか思えない記述になっている。たとえば不登校については「依然として相当数に上って」いる〔408〕としながらも、具体的データはまったく挙げられていない。高校中退〔409〕についても、いじめ〔410－412〕についても、

体罰〔260－261〕についても同様である。たとえば少年司法の分野では、少年院等における暴行を理由とした職員の懲戒処分が12件あったことが報告されている〔267〕。これも十分な報告とは言えないが、教育分野を担当した文部科学省に比べればましだとは言えよう。

この間大きな問題となってきた子どもの自殺について言及した箇所もあるが〔183－185〕、件数や原因をはじめとして、具体的データは挙げられていない。教育の章のいじめに関わる項〔410－412〕でも、いじめを理由とする自殺についてはまったく触れられていない。これも政府、とくに文部科学省の不誠実な姿勢の表れである。

また、「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する選択議定書」に関する第1回報告書ではデータがまったく挙げられていない。そのため、これまでにとられてきた措置の評価がいちじるしく不十分なものとなっている。

(d) 条約に関する基本的理解が十分ではない

委員会が採択してきた一般的意見をまったく参照していないこともあって、条約についての基本的理解が誤っている箇所が少なからず見られる。

とりわけ、差別の禁止、子どもの最善の利益、子どもの意見の尊重といった条約の一般原則については、このような傾向がとくに顕著である。政府は、「我が国においては、本章に係る4つの一般原則について最大限考慮しつつ、従来から児童に係る取組を進めているところである」〔概要〕としているが、それが報告書の記述によって裏づけられていない。

たとえば、前述したとおり、第3回報告書では差別の実態に関するデータがまったく挙げられていないが〔143－163〕、これはそもそも2

条についての理解を欠いていることの証左である。子どもの最善の利益の原則（3条）についても、たとえば「予算決定における『児童の最善の利益』への考慮」の項〔54・55〕では関連の予算額等の一般的報告しかしておらず、これが手続的原則であるという理解をまったく欠いている。少年院収容年齢の引き下げが「児童の最善の利益」と位置づけられていること〔173〕も、噴飯物である。庇護申請についても、申請書を書くことができなければ陳述をもって代えることができる、16歳未満の者については代理人による申請が認められるなどと説明するのみで〔176〕、庇護を認めるか否かの判断において子どもの最善の利益がどのように考慮されているかはまったく報告していない。

とくに子どもの意見の尊重の原則（12条）について、「なお、学校においては、校則の制定、カリキュラムの編成等は、児童個人に関する事項とは言えず、第12条1項でいう意見を表明する権利の対象となる事項ではない」〔205〕と述べているのは重大である。このような解釈は、国際的にはまったく通用しない。

他に、少年法改正について、「少年司法基準の趣旨に反するものではない」と繰り返し強弁していることについても、同様のことが指摘できよう。たとえばいわゆる原則逆送制度については、「重大な罪を犯した場合には、少年であっても刑事処分の対象となるという原則を明示することが、少年の規範意識を育て、健全な成長を図る上で必要である」などとして、「少年司法基準の趣旨に反するものではない」と述べている〔459〕。刑事手続適用年齢の引き下げについても、「14歳、15歳の年少少年による凶悪重大事件が後を絶たず憂慮すべき状況にあったことにかんがみ、少年の健全育成のためには、この年齢層の少年であっても、罪を犯せば処罰さ

れることがあることを明示することにより、規範意識を育て、社会生活における責任を自覚させる必要があると考えられたため、刑事処分可能年齢を刑法における刑事責任年齢と一致させて14歳とすることとしたというものであり、この改正は、少年司法基準の趣旨に反するものではない」〔480〕としている。これも国際的理解に逆行するものである。

このほか、11条（不法な国外移送・不返還からの保護）はそもそも親どうしの子どもの奪い合いを念頭に置いた規定だが、第3回報告書は子どもの略取・誘拐・売買等について一般的に述べるに留まっている〔290－291〕。また、30条（先住民族・マイノリティの子どもの権利）にいう「マイノリティ」に外国人の子どもも含まれることは国際的に確立した解釈となっているが、これまでと同様、外国人の子どもについてはここではまったく触れられていない〔580－582〕。

（e）自治体の取り組みを活かそうという視点がない

自治体レベルで進められている取り組みに目を向けるようになったのは、数少ない前進のひとつとして一定の評価をすることができよう。たとえば次のような記述が見られる。

「条約を踏まえた取組が地方自治体レベルにも広がりつつあり、条約に示された児童の意見表明の権利や社会参加、権利救済等を盛り込んだ条例の制定や児童のためのオンブズマンの設置を行う自治体が現れてきている」（概要）

「内閣府の把握している限りで、このような子どもの権利に関する条例を制定している地方自治体は10団体、現在策定作業中である地方自治体は18団体となっている（2006年1月現在）」〔40〕

しかしこれも単なる紹介に留まっており、そ

のような経験を国レベルでどのように活かしていくかという視点を欠いている。とくに子どもオンブズマンについては、「自治体における地方オンブズマンの設置を促進」することが委員会から求められていた（第2回総括所見パラ15(c)）ことを想起する必要がある。

(f) 市民社会と誠実に対話・協力しようという姿勢がない

最後に、市民社会との対話・協力についてもいくつかの箇所〔43等〕で述べられているが、実態を十分に踏まえたものではない。そもそも、第2回報告書の提出時には関連するNGOに連絡があり、報告書も外務省から直接送付されてきたが、今回はそのような対応はなかった。

また、選択議定書に関する報告書作成につい

ては市民・NGOとの意見交換の機会は持たれなかったが、「市民・NGOからの意見を十分に踏まえつつ作成した」などと報告されている。これは虚偽の報告と言われてもしかたがあるまい。

* *

以上のとおり、子どもの権利条約に関する第3回政府報告書は、これまでの2回の報告書からほとんど進歩していない内容となっている。これまでの「建設的対話」の蓄積を無視しているという点では、いっそう問題があるとも言えよう。子どもの人権連が事務局を務める「子どもの権利条約NGOレポート連絡会議」は、第2回総括所見に「権利基盤アプローチ」の視点が導入されるようにするうえで大きな役割を果たしたが、第3回審査に向けても効果的な情報提供を行なえるよう努力していきたい。

**第9回「子どもの権利条約具体化のための実践」助成団体は、
以下のように決定しました。**

- ①子ども国会
- ②明和町立明和中学校
- ③多文化共生センター東京

各団体の実践は、本誌で随時紹介していきます。

バッジをご希望の方は、下記までご連絡ください。

子どもの人権連事務局

電話	03-3265-2197
FAX	同上
メールアドレス	kodomo@jtu-net.or.jp



『フォーラム 子どもの権利研究 2008』 ～子どもにとっての安心、岐路に立つ子どもの政策を考える～

新山 恵里子（東洋大学大学院福祉社会デザイン研究科子ども支援学コース在学）

近年、日本では教育、福祉、少年司法の分野において重要な法改正が次々に行われた。このような法改正が、今後の子どもの政策にどのような方向づけを与えるのだろうか。そして、「子どもの現場」に対して、これらの法改正がどのように影響するのだろうか。本稿では、この事柄に関する2月23・24日の2日間に亘って開催された「フォーラム 子どもの権利研究 2008」について報告する。

1日目は、子どもに関わる緊急課題の一つである「子ども相談」の体制と実践について、日本と韓国それぞれの専門家から報告がなされ、加えて、「子どもの権利をめぐる国際動向と今後の方向性」について、国連・子どもの権利委員会委員長である李亮喜氏による特別講演が行われた。2日目は、児童虐待防止法の改正に伴う警察権力の介入に関する問題、少年法改正に伴う警察と検察の介入や刑事処罰の低年齢化、そして少年院送致の年齢引き下げなどの問題、教育関係法の改正と厳罰主義の問題について、教育・福祉・司法の各分野の専門家による報告がなされた。

今回のフォーラム全体を通じて、「参加権」と「意見表明権」に関する事柄が議論となった。

第一は、子ども相談の権利保障についてである。これは、韓国の木浦大学教授である金敬禧（キム・ギョンヒ）氏によって報告され、韓国における子ども相談の現状と相談サービスの家族問題に対する予防的機能の充実に関して述べ

たものである。報告では、具体例として虐待や多文化家庭の子どもたちに対する相談が挙げられ、子どもたちが被虐待経験から発達上の困難を抱えたり、親の低い経済力・社会的地位、教育方針の差等のために家庭や学校教育上で問題に直面していることが紹介された。金教授は、このような事態に対して、児童相談所による子ども相談が行われる一方で、実際には措置や養子縁組に関連した業務に追われ、相談機能を果たしきれておらず、その結果として家庭問題を予防できるような相談サービスが不十分であるということを指摘した。加えて、子ども相談は、おとなによって行われ、対応される。その結果、ほとんどの子どもは、親の判断や意思で、またはおとなの判断によって相談を受ける。このように、子どもに良かれと下されたおとなの判断は、必ずしも子どもの意思や主張と合致するわけではないことはもちろんだが、相談機能を果たしきれていない子ども相談によって、子どもたちが保護に関する権利や成長のための自主的な参加を保障されない状況に追いやられる可能性がある。子ども相談に求められているのは、子どもの生存権・発達権・保護権の保障のみならず、意見表明権及び参加権の尊重とその実現なのである。

第二は、少年法改正と少年司法の現状についてである。昨年、少年院送致年齢が「概ね14歳以上」から「概ね12歳以上」へと引き上げられ、さらに重大事件等の触法少年に対して警

察官の調査権限が認められるなど少年法の大きな改正が行われた。神戸学院大学の佐々木光明教授は、このような少年司法をめぐる状況を複数の視点から考察した事柄を紹介した。その1つが、子どもに対する周囲の視線である。少年法改正には、少年による重大事件の発生が影響しており、今回の改正には、2004年の長崎県佐世保市女子児童殺害事件や2006年の奈良母子3人放火殺人事件がその例として挙げられる。この事態に対して国会審議が繰り返し行われてきた。佐々木教授は、この議論が司法矯正施設への収容という社会的インパクトを優先した為に、「子どもにとって何が必要か、どんな働きかけが必要か」という処遇論を軽視しその衰退を招くような状況になっていることを指摘した。この処遇論の軽視は、子どもの行為の結果を重視する傾向を生じさせ、すべてを子ども自身の問題に集約することによって資質論を浸透させる可能性をもっている。このような資質論は、司法だけではなく、教育の分野でも広がりを見せている。それは、ゼロ・トレランスなどの子どもの行動規制による学校現場の子どもに対する関わりの「規制主義化」である。このようなおとなによって実行されるというスタンス及び、こどもが受動的にならざるを得ない子ども不在の対策づくりが続く限り、こどもの想いとおとなの考えは乖離したままであり、本当の意味で子どもにとって利用しやすい支援には成り得ないように思われる。

以上のことからわかるように、子どもの「生」と子どもの政策は岐路に立っている。逆境とも言える状況のなかで、我われは何をすべきなのだろうか。

私は、おとな側に対する子どもの権利保障についての正しい認識とそれに基づく言動・態度を根付かせることや意見表明権の行使・助けを

求めているという認識をこどもたちにもってもらうことが、子ども自身を権利侵害・人権侵害行為から守り、救うために必要不可欠であると考えている。

子どもたちは、何を思い、どのような生活を送っているのだろうか。今一度、子どもたちの声に耳を傾け、対話を重ねていかなければならない。

『子どもたちのこと、もっともっと知っていきましょう』

フォーラム 子どもの権利研究 2008

大河内彩子（早稲田大学大学院）

2008年2月23日（土）、24日（日）に「フォーラム 子どもの権利研究 2008」【主催：フォーラム子どもの権利研究 2008 実行委員会（子どもの権利条約総合研究所・子どもの人権研究会・児童福祉法研究会）】が東洋大学において開催された。今回は、国連・子どもの権利委員会に対し日本の第3回政府報告書の提出が予定されていることもあり、日本の子ども政策・法制とその影響下にある子どもの現場において、子どもの権利がどのように実現してきたか、あるいは実現されてこなかったかについて多面的に検証していく機会となった。また国連・子どもの権利委員会委員長の李亮喜（イ・ヤンヒ）氏の特別講演も行われ、子どもの権利をめぐる国際動向について報告された。さらに、3回目となる日韓共同研究では子どもの相談のあり方について研究成果が検討された。

1. 日韓共同研究「子ども相談の現状と課題—子どもの安心を支える条件の解明」

森田明美氏（東洋大学）の挨拶により開会された第1日目は、浜田進士氏（聖和大学）と半田勝久氏（東京成徳大学）のコーディネートのもと、子ども相談の制度と実践について、日本と韓国での取り組みの総合的な研究が行われた。国レベルで独自の相談機関を設置している韓国からは、韓国青少年相談院院長である李培根（イ・ベグン）氏と子ども学の専門家である金敬姫（キム・ギョンヒ）氏から報告があり、子

どもの権利学会会長である安東賢（アン・ドンヒョン）氏から特別発言がなされた。日本からは、スクールカウンセラーである斉藤富由起氏（千里金蘭大学）が報告を行った。

（1）韓国からの報告

青少年カウンセリングの現状と課題（李培根／韓国青少年相談院院長）

韓国では18歳未満の者を子どもと定義しているが、それとは別に9～24歳までの者を対象とする青少年施策が存在する。李氏は年齢区分から青少年施策が子ども施策と相当領域で重なっていることに言及し、青少年施策におけるカウンセリング（相談）事業について①青少年カウンセリングの概念と領域②青少年カウンセリングの歴史と発展③青少年カウンセリングの現況④青少年相談機関の現況⑤青少年カウンセリングの現場の5つの側面から以下のように報告した。

青少年カウンセリングは、「青少年の社会適応を促し、自分の潜在能力を最大限に実現できるよう援助する」ことを目標とする専門活動である。よって既存のDSM-IVに基づき青少年固有の問題を診断・分類することには限界があり、韓国青少年相談院では独自の問題分類システムを用いている。

韓国の青少年カウンセリングは1950年代から生活指導の一貫として学校を中心に始まったが、その対象者を非行青少年や孤児にまでに拡

大した結果、地域社会へと浸透していったという経緯をもつ。1993年に青少年基本法に基づき国家機関としての韓国青少年相談院が設立され、2005年には、各省庁に分散していた青少年政策担当部局を統合し、青少年の育成と保護の両方を監督する国家青少年委員会が誕生した。現在、韓国青少年相談院もその管轄下にある。韓国青少年相談院の下に、17の市・道（日本における都道府県）青少年相談支援センター、127の市・郡・区（日本の市町村に相当）青少年支援センターがあり、そのほか全国に80ある青少年シェルターが、青少年カウンセリングを提供している。2007年には2,493,976件のカウンセリングが行われた。他の省庁傘下の相談施設や民間団体の相談所も多く存在するが、韓国の基礎自治体の半数にしか青少年の公的な相談センターがないため、目下、市・郡・区レベルのセンターを増やすことが目標である。

このように多様な相談機関があることから、その連携事業が発足したことは注目に値するだろう。李氏は、韓国で2006年に発足した地域社会青少年統合支援ネットワーク（CYS-Net）について丁寧な説明を行った。

CYS-Netとは、従来各地域の青少年関連機関と施設が各自に運営しているサービスやプログラムを相互連携し、危機青少年に個別化された専門サービスを提供することで、家庭・学校・社会への復帰を手助けする24時間体制の危機介入、カウンセリング、治療、自活などを含む一連のワンストップサービスである。1388に電話をすればアクセス者から一番近い青少年関連機関へとつながる仕組みになっているCYS-Netの枠組みの中で、一次的には市・道および市・郡・区青少年支援センター、青少年シェルターなどが連携網を形成し、次いで二次安全網として学校、警察、社会福祉施設、保健所など

が連携している。三次安全網としては、民間団体が連携し動いている。このような動向の中で、相談室で来談者を待つ従来の相談モデルから脱皮し、地域の青少年を直接訪問し持続的に支援する青少年同伴者（Youth Companion）の活動が活発になり、現在440人の青少年同伴者が37のセンターで活動している。

韓国青少年相談院の事業としては①カウンセリング・支援政策・プログラム開発②青少年カウンセラー養成・教材開発および資格制度の研究・運営③ピアカウンセラーの養成と全国的組織網の構築④青少年問題専門家のボランティア活動の支援⑤青少年同伴者プログラムの支援⑥親教育プログラムの開発・出版⑦青少年品性啓発プログラムの普及と講師養成⑧危機介入の質を向上させるための研究・事例発表⑨インターネット中毒専門カウンセラーの教育・実施⑩市・道・郡・区の青少年相談支援センターの職員に対する教育および研修提供⑪市・道・郡・区の青少年相談支援センター運営の支援⑫青少年カウンセリングの広報⑬個人・グループ・電話・サイバーカウンセリング、心理検査など多様なカウンセリングサービスの提供⑭危機青少年緊急救助システムの構築を支援するための事例管理、緊急救助および一時保護マニュアル製作・普及、早期発見ネットワークを普及するための教師支援団運営、CYS-Netの拡大⑮自活プログラム普及事業の展開、の15項目があげられる。青少年カウンセラーは、韓国で子ども相談に関する唯一の国家資格であり、非常に難しい資格となっている。筆記・面接試験を突破できるのは受験者のうち15%ほどで、合格後も100時間の研修が課せられている。親教育プログラムについては、親子間の会話の希薄化を防ぐため、親から子どもへメールを送ろうというキャンペーンを展開した。

青少年カウンセリングの課題は、①問題カウンセリングから適応カウンセリングへの移行②グループカウンセリングの強化③需要者中心のカウンセリングへの変化④予防の重要性⑤早期介入の重要性⑥カウンセリング学成立の必要性⑦学会の活性化⑧青少年カウンセラーの養成と教育の専門化、という8項目があげられる。

このような報告に加え、李氏は、早期留学のため他文化にも韓国文化にも馴染めない青少年の存在や、母子留学のため父親だけが韓国にいる分離家庭といった韓国特有の問題にも言及し、そのような問題にも対応できる体制が必要だと強調し、報告を締めくくった。

子ども相談の実践と権利擁護（金敬姫／木浦大学子ども学教授）

金氏は、9歳までの子ども相談の現状と課題を①子ども虐待②施設に保護された子ども③多文化家庭の子どもに注目し、「権利」をキーワードとして以下のように報告した。

子ども相談とは、多様な問題の中で子どもが肯定的な精神健康を保てるように手助けすることを目標に、問題を抱えている子どもの力になるため、教育または治療の分野で、子どもの最善の利益を考慮しながら、積極的に介入することである。その子どもの相談には子どもの参加が必須条件だが、韓国においては子どもの権利を中心とした子ども相談が不十分である（この点については新山恵里子『フォーラム 子どもの権利研究 2008～子どもにとっての安心、岐路に立つ子どもの政策を考える～』で詳述）。

韓国では、子ども虐待の早期発見のため、子どもの日常生活と密接な関連がある教師、医者、福祉施設職員、児童福祉指導員および社会福祉専門員が子ども保護専門機関への通告義務者と指定されている。しかし、虐待通告に関する順

序は具体的に提示されているが、虐待を受けた子どもと虐待者に対する治療、事後処理に関しては具体的説明がされていない。また、子ども虐待予防センターを設置し、応急措置の必要性および緊急性を判断できるように専門相談員を配置し運営しているが、相談員の数が足りていない。このように、現在の国家施策は発生経緯や措置の過程に重点がおかれているが、虐待された子どもは発達上困難を抱えるケースが多いため、相談は必須である。そして、この相談は子どもの権利条約第6条の子どもの生命権と発達権を保障する次元での相談でなくてはならない。

施設に保護された子どもは、入所後もその多くが困難を抱えている。韓国の児童福祉施設の多くは民間団体に委託運営されているため、政府の効率的支援体系が成立しておらず、施設の子どもの相談が活発に実行されていないことが理解できる。相談員と子どもの間の愛着関係に着目し、子どもの発達権、生存権、保護権、参加権を保障するために相談が行われる必要性があり、施設職員の相談訓練が求められている。

韓国においても国際化に伴い多文化家庭という新しい家族形態が増加しているが、多文化家庭の子どもはアイデンティティを確保しながら生活していくのに困難を感じている。事実、実態調査から、多文化家庭の子どもは家庭や学校教育において困難に直面し、早期に社会的疎外を経験する可能性が高いことがわかっている。よって、親と子ども、そして家族全体の質を向上させるために相談が必要である。

金氏は上記のように子ども相談の必要性を主張したあと、子ども相談における子ども、親、そして子ども相談員の権利について検討した。

子ども相談では、子どもの生存権、相談員の保護権、子どもの参加権が尊重される。相談員

は相談場面で、子どもが安全で自由な環境で自分を表現できるように促進、保護する役割を果たす（保護権）。相談を受ける子どもは一次的に置かれている環境のために評価を受ける（生存権）。そして、評価された状態により、相談員が相談目標を設定し、相談計画を立てた上で相談を進行する（発達権）。この時、子どもは相談に自分の参加意思を明確にする権利がある（参加権）。

また親の権利として、子ども相談を要求する権利、子どもに関する情報を詳細に報告する義務があげられる。そして親には、相談計画を樹立する過程に参加する義務と権利があり、子どもに対する評価結果を知る権利、相談に親の参加意思を反映する権利がある。これは親が積極的に相談に参加することで、子どもの成長発達を促進させることができるからである。

さらに子ども相談員の権利として、訓練を受ける権利がある。そのほか、必要な場合は地域社会および学校に協力を求める権利があり、私生活が保護される権利も持っている。

以上のような検討の結果、金氏は、虐待を受けた子どもと施設の子どもは、要保護児童の範囲で、そして多文化家庭の子どもは、文化的多様性と権利保障という視点から、子どもの生存権、発達権、保護権そして参加権が保障されるよう、子ども相談が必要とされているとした。そしてそのためには、子どもの権利進展に相応しい新たな政策推進が必要であると強調した。

特別発言（安東賢／漢陽医科大学教授・子どもの権利学会会長）

安東賢氏は特別発言として、子どもと青少年の問題が国の施策や研究領域、民間の実践においても、日本と同様に明確に区別されている現状について説明した。学齢前の子どもおよび学

齢期の要保護児童は保健福祉部、青少年は国家青少年委員会、幼稚園から高校までの学齢期は教育人的資源部が担当している。

また、最近の韓国で最も注目されている問題は、子どもの改姓についてであると紹介した。2008年1月に民法が改正され、両親の離婚や再婚に伴う子どもの改姓が認められたが、果たしてそれが子どもの福利に合致するかが大きな問題となっている。

さらに安氏は、子ども相談において、子どもの権利を保障するための倫理綱領や指針の制定が不十分であることを指摘し、このような点からも、子ども相談や青少年相談について、関心が高くなることが期待されると結んだ。

（2）日本からの報告

子ども相談の実践と課題（斉藤富由起／千里金蘭大学・スクールカウンセラー）

韓国側の報告受け、斉藤氏は臨床心理士養成課程で人権や子どもの権利について学ぶ機会はないことを確認してから報告を始めた。

まず、日本の子どもたちの状況を取り上げた。放課後、遊びをする際の集団構成人数や異年齢集団遊びの機会の減少など、遊びの環境が変化している。さらには「〇〇と遊びたい」ということではなく「××を知っている子と遊びたい」というように遊びの質も変化し、試行錯誤体験が減少している。また逸脱行為の現状として、青年期における「いじめ」と「深夜徘徊」の経験率の高さが指摘できる。この点について、非行少年よりも一般少年の方の「いじめ」経験率が高い割合を示すことから、「暴力の正当化」や「世の中へのあきらめ」といった要因を分析するだけでは疑問が残り、この背景を考察することが子ども相談の有力な手がかりになるだろう。

齊藤氏の、日本の子どもたちは学校生活をどう感じているのかという課題を①学校が楽しく学校に行きたくないとは思わない(A郡)②学校が楽しいが休みたいと思う／学校が楽しくないが休みたいとは思わない(B郡)③学校が楽しくなく休みたいと思う(C郡)の学校適応度により検討した調査は非常に興味深い。この3郡には居場所感について明確な違いがでた。学校の中で落ち着く場所の答えとして、小中学生ともに、A郡は「教室」という回答が多いのに対し、C郡は「ない」や「トイレ」といった回答が多数を占めた。また学校を休まない理由として、A郡は「友人関係」をあげるのに対し、C郡は「親や家族が心配するから」という回答を他の郡よりも多くした。このような状況の中で子どもたちが感じている学校ストレスの代表的なものは、①先生との関係②友人関係③学業④部活・委員会活動があげられる。

次に齊藤氏は子ども相談の現状をスクールカウンセラーの側面から分析した。

スクールカウンセラーの役割は、学校の教育相談機能の向上であり、教育相談部に所属し、さまざまな取り組みを行っている。実際、スクールカウンセリングの相談件数は「話し相手」が最も多く、続いて「不登校」「いじめ」「特別支援教育(発達相談)」「教師の抑うつ対応」となっている。このような中で、スクールカウンセリングモデルも変化を求められている。第一に、閉鎖的モデルからの脱却である。現在スクールカウンセラーが相談室に閉じこもって面接だけをするというモデルは修正を迫られており、実際には家庭訪問や授業参加も行っている。第二には、予防的モデルやストレスマネジメントモデルへの移行である。子どものストレス反応を予防するためにはソーシャルサポートのうち実践サポート(実際に解決を図るサポート)より

も知覚サポート(相談すればどうにかしてくれると信じられるサポート)の方が有用であるという研究結果がある。第三には、居場所アプローチとソーシャルスキルトレーニングの多様さである。前述のような遊び環境の変化により社会的技能を学ぶ機会の確保が指摘されており、技能を自然に学べる居場所自体の活性化が必要とされている。また前述の学校適応度調査でC郡に属する子どもは、感情、特にネガティブな感情をコントロールできる力を欲しており、対応が必要である。

日本の子ども相談の課題としては、国家資格ではないスクールカウンセラーの専門性の不明確さ、守秘義務の問題、学校との関係性があげられる。また、一見、学校も適応し、家庭でも問題がないにも関わらず、なぜか自傷行為や抑うつ傾向を見せる子どもたちが日本には多く見られる。これは幼少期より素直な感情表出を封じられ、自分の問題を軽視されてしまうような環境にいたからではないか。このように子どもを無効化してしまう環境は子どもの権利とは対極にあり、「子どもの権利が守られる環境」が大切である。実践課題としては①チーム・アプローチ②「変化のための受容」でなく、存在そのものの受容③「雑談」を軽視しないこと④個別対応と集団対応のバランス⑤地域社会の取り組みと積極的に関わることの5つがあげられる。

(3) 質疑応答

質疑応答では、日韓両国の子ども相談に関する資格制度と急激な社会変化への対応に質問が集中した。

資格制度については、李氏が青少年カウンセラーの資格について補足を行った。カウンセラーには3～1級があり、3級は教育学や心理学の学部卒生に受験資格がある。2級は修士号

を持つ者もしくは3級合格者で3年以上の臨床経験がある者に、1級は博士号を持つ者もしくは2級合格者で3年以上の臨床経験がある者に受験資格が与えられる。資格授与にあたっては実務経験を重視しているということであった。さらに金氏が他機関における資格制度について説明をした。子ども保護専門機関では社会福祉士が子ども相談を担っている。そのほか、学会により資格を授与している場合があり、各機関で認められている。日本の臨床心理士の資格については、指定された大学院の心理学科を卒業した後、臨床を1～2年経験すると受験資格が与えられる。スクールカウンセラーの試験には面接試験があり、その後研修が年6回課せられると斉藤氏が補足した。

急激な社会変化への対応として、金氏は親教育を学校や地域でシステムとして行うべきだと示唆した。韓国の施設においては子ども参加が実現されておらず、親を説得する必要性があるからである。そして子ども相談には①家庭②学校③地域の協力が必須であり、子どもの理解が何よりも重要だと強調した。また李氏と金氏は、学校の外側にいる青少年について言及し、対応の必要性を述べた。

2. 特別講演「子どもの権利をめぐる国際動向と子どもの権利委員会」

特別講演として、李亮喜氏（成均館大学教授、国連・子どもの権利委員会委員長）より、子どもの権利条約と子どもの権利委員会の活動、そして人権分野で生じている最近の傾向、さらに子どもの権利委員会および人権に関わる諸機関がこれから何をしようとしているのかについて、報告があった。（平野裕二「李 亮喜さん（国連・子どもの権利委員会委員長）特別講演「子どもの権利をめぐる国際動向と子どもの権利委

員会」】いんふおめーしょん子どもの人権連113号（2008年3月号）参照）

3. シンポジウム「子ども関係法の『改正』と子どもの現場？岐路に立つ子ども政策」

第2日目は、広沢明氏（明治大学）と佐々木光明氏（神戸学院大学）のコーディネートのもと、福祉、少年司法、教育をめぐる法改正が子ども政策にどのような方向づけを与えているのか、子どもの現場ではこれらをどう受けとめ対応しているのかについて、実践的かつ総合的な検証が行われた。各分野の実践家が報告を、研究者が特別発言を担う形で進められた。

（1）児童福祉関係法の改正と福祉の現場—児童虐待防止法の改正を中心に

報告1（佐藤隆司／厚木児童相談所）

児童福祉司である佐藤氏は、現在の児童福祉現場が抱える問題と改正児童虐待防止法の実務上の問題について、以下のように、多くの疑問を投げかけた。

児童福祉現場には、100件以上の相談（うち2～3割が虐待事例）を児童相談所職員が抱えているオーバーワークの問題と様々な問題を抱えた子どもが同じ空間にいる児童福祉施設の問題があり、既存のシステムでは限界が来ている。また2005年度の児童福祉法改正に伴い設置された市町村児童相談窓口については、市町村による格差とスーパーバイザーの不在という問題がある。さらに、現行の保育の枠組みに合わなければ、「保護」になってしまう制度には疑問があり、保育サービスの多元化が求められている。同じく2005年度から設置された要保護児童対策地域協議会の運営は試行錯誤段階である。

2008年4月から施行された改正児童虐待防

止法の実務上の問題として、面会・通信制限および接近禁止そして立入調査にどれだけの事案が当てはまるのか、疑問がある。さらに、両者ともに行政処分であるため、通知後に親の聴聞機会を確保しなくてはならない。これでは緊急性にかけ、その中で子どもの権利をどう保障していくのかという問題が残る。関連する警察との連携については、親が刑法に触れるような場合は、通告先が警察でも構わないのではないかと。これは、親にとって児童相談所が関わる理由が理解しやすく、暴力に対して無防備な側面を持つ児童相談所としても利点がある。

しかしながら、そもそもの問題として、親子の保護・支援をやっている機関が介入まで担うことについての疑問があると佐藤氏は強調した。

特別発言 1 (吉田恒雄／駿河台大学)

吉田氏からは児童虐待防止法の改正点と改正までの議論について以下のような補足説明がなされた。

今回の法改正は、①児童相談所の立入調査の強化②面会・通信等の制限の強化③指導に従わない保護者への措置の明確化の三点が主要な改正点である。立入調査権限が強化された点については、全てを警察に任せるという意見もあったが、始めから親を犯罪者扱いすることに対して疑問があり、児童相談所主導のシステムとなった。また、臨検又は捜索前に裁判所が関わる理由は住居不可侵の原則と令状主義のためである。このため、濫用禁止規定があり、レアケースを想定している。面会制限については、親の権利を即時制限する目的と、親を児童相談所の指導に従わせる動機付けという側面がある。裁判所がケア命令等に処することができる諸外国のシステムを導入することも考えられたが、法務省とのすり合わせがうまくいかず、段階的に親

の権利を制限していくことで子どもの安全確保を図ることになった。

(2) 少年法の改正と少年司法の現状

報告 2 (須納瀬学／弁護士)

須納瀬氏は少年法改正の大まかな流れを報告した。

1949年に施行された少年法は、全ての少年事件が家庭裁判所に送致される全件送致主義、検察官の排除、4週間という身体拘束期間の制限、審判の非公開という保護主義の趣旨で制定された。しかしながら、2000年の大規模な改正によって、場合によって裁判官3人の合議制になる①裁定合議制の導入と、②非行事実認定手続きへの検察官の関与および抗告受理申立権の採用により高等裁判所送致のルートが確立した。さらに、8週間へ④監護措置期間の延長がなされ、再審が可能になる⑤保護処分終了後における救済手続が確立し、少年にとっては不利益になった。これが顕著に現れているのは、議員立法で追加された16歳から14歳への⑥刑事処分可能年齢の引き下げと、⑦原則検察官送致、そして記録閲覧謄写や意見聴取という⑧被害者配慮のための手続である。

さらに2007年の改正では、14歳未満の触法少年に対する警察官の調査権限が導入され、逮捕はできないものの、重大事件に限り捜索・差押えが可能となった。また、少年院送致年齢が14歳から「おおむね12歳以上」に引き下げられ、保護観察中の遵守事項違反を行った少年へは再審後、少年院送致が可能となった。さらに現在、改正に向け審議されている事項は、被害者等による少年審判の傍聴と被害者等による記録閲覧及び謄写の範囲拡大である。このような改正は、一部の重大事件に限ったものとはいえ、少年法の目的条項の実質的変更と言わざるを得ない。

このような改正の理由として少年事件の凶悪化が叫ばれているが、実際は凶悪化も増加もしていないことを須納瀬氏は指摘し、少年司法の課題として、子どもの権利条約第 37・40 条の具体化と保護主義の充実化を、実践的課題として、国選付添人制度拡充による適正手続の保障と裁判員制度導入のもとでの少年審判のあり方への十分な議論をあげた。

特別発言 2 (梅澤秀監／都立雪谷高校定時制教諭)

梅澤氏は、「ゼロトレランス」という言葉に敏感に反応し厳罰化の流れにある教育現場の現状を説明したうえで、教育現場と少年司法の関係について以下のように特別発言を行った。

文部科学省「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」(通知)に、体罰が一部容認される記述があったが、教員が生徒を殴ることが許されるわけではない。大人と子どもとは接し方が異なるのが一般的であることを理解した上で、生徒指導や懲戒を行うことが大切である。そこで、教育基本法と目的を同じくする少年法の理念を教員に理解させるとともに、教員希望の学生にも教えるべきである。そのためには、教員には少年法の研修を受けさせ、教職課程の中の「生徒指導の理論及び方法」という科目の中心に少年法を置く必要がある。

特別発言 3 (佐々木光明／神戸学院大学)

佐々木氏は 2000 年と 2007 年の少年法改正における国会審議課程に注目し、そこに欠けた視点を指摘した。一つは子どものニーズという視点であり、二つは社会構造的な子ども問題という視点である。この二点が欠けた結果、わかりやすく社会的インパクトのある厳罰化が加速することとなったと分析した。(この点、新山恵里子『フォーラム 子どもの権利研究 2008 ～子どもにとっての安心、岐路に立つ子どもの

政策を考える～』で詳述)

(3) 教育関係法の改正と学校現場

報告 3 (永田裕之／神奈川県立藤沢総合高校・神奈川教育法研究会)

永田氏は、厳罰主義の波の中で学校現場はどうなっているか、そしてどうあるべきなのかを以下のように報告した。

教育基本法および教育三法(学校教育法、教員免許法・教育公務員特例法、地方教育行政法)改正により、知事の発言が簡単に実現するなど、校長を通じて、行政のことが学校内部にストレートに入るようになった。また、ゼロトレランスの一環として、学校と警察との連携体制が出来上がり、体罰容認通知も文部科学省から発せられるまでになっている。大きな変化としては、懲戒基準の強化があげられる。何を罰するのかを細かく明示し、守らない場合は懲戒を課すというシステムが求められている。このような流れの中で、懲戒における適正手続きは必須であり、厳罰主義に対抗する支援主義の取り組みが注目される。スクールソーシャルワーカーの導入は、機能すればあらゆる意味で学校に変化をもたらすだろう。専門家がチームを組んで対応していくことがこれからの学校像であり、その点でソーシャルワーカーの持つ地域に開かれるという特徴は強く、面白い試みと言える。支援教育実践の展開が実践的に求められていることであり、単位制のもとで参加型の生活指導も課題の 1 つとしてあげられる。

特別発言 4 (喜多明人／早稲田大学)

喜多氏は、教育関係法の改正により、教育の国家管理が進み、教育へ市場原理が導入されたと指摘したうえで、その影響下にある学校現場への対策を以下のように訴えた。

問題行動への「毅然たる対応」や犯罪行為の

「可能性」があれば警察と連携するなど、ゼロトレランスは、「安全」を盾に人権を制限する側面がある。そのような子どもの権利への制限をも厭わない理念が政策に反映した以上、政策として支援主義を対峙させる必要がある。その一つは学校の福祉的支援の強化であり、そのためには専門職と教員の協業できる関係性が課題である。

(4) 討議

報告終了後、参加者からの質問や提起された課題に報告者たちが討議を重ねた。

① 触法少年と発達障害・虐待経験の関係

発達障害・虐待経験を持つ子どもが触法少年になりやすいという話の事実関係について、須納瀬氏は、発達障害・被虐待経験＝非行ではなく、ケアが不十分だったその結果として非行少年になる例は多いことに注目し、その側面（事情）を見て育て直しをする必要性を語った。佐藤氏と梅澤氏が、学校（特別支援教育）や自立支援施設においてケアが不十分な現状を付け加えた。

② 虐待親支援について

親支援における民間団体の位置について、佐藤氏は虐待親のグループ援助など、支援の一環としてNPOは有用だろうとしたが、一連の相談援助課程は児童相談所が管理した方がよいという立場をとった。佐々木氏は、少年司法における社会復帰プログラムが立ち直り支援とは程遠い現状を指摘し、社会の厳しい目を和らげる点でNPOは貢献できると期待した。

③ 被害者の少年審判へのかかわり

被害者が少年審判へ参加することは少年の更生に役立つのではないか、という問いに対して、須納瀬氏は、そういう場合もあるが、今回の改正は少年の更生に役立つか否かという視点でな

されたわけではないと指摘した。被害者の気持ちありきの参加は裁判官に変化を及ぼし、少年の更生を第一に考える審判ができなくなるだろうと危惧した。

④ スポーツと子どもの権利侵害

地域におけるスポーツ指導者などの体罰について、吉田氏は児童虐待防止法第3条の「虐待」という文言は広い概念を示すが、理念的な規定として解釈されるとした。

⑤ 体罰について

体罰は減っているのか、教員はどう捉えているのかといった質問に対して、永田氏は、減っているという実感があるが、部活の親代わり体罰など、なくなっていない現状を語った。そしてその原因の一つに生徒指導の混迷をあげた。梅澤氏も、生徒指導にはルールがないため、若手教員が体罰をする教員を見ると影響され得ることを指摘した。喜多氏は、教職課程で体罰禁止は知識として身につけているが、実際、学生や高校生に体罰肯定派が多い現実を示した。

施設内体罰については、吉田氏から、体罰によらず養護能力を高めるシステムづくりの動向が説明された。施設職員の体罰防止に、被虐待児の暴力誘発活動への視点がある点で、教育とは違う現状があるとした。親の体罰については、禁止される虐待とは明確に区別されているとした。

⑦ 厳罰化への対応

コーディネーターから、社会的なキーワードである「厳罰化」を各領域でどのように受け止めているかという問いが投げかけられた。

福祉分野の吉田氏は、親にどう対処していくかが課題であるとした。虐待のレベルもさまざまであり、刑事的発想と福祉的発想をどう組み合わせしていくかが問題であると指摘した。さらに、虐待を構造的に捉える必要性を明示し、経

済支援や就労支援などの広い視点が必要だと主張した。

少年司法分野の須納瀬氏は、費用の面に着目した。厳罰化アプローチは福祉的アプローチよりも安上がりである。しかし、厳罰化アプローチには、子どもの規範意識が向上するという結果が伴わず、切捨てでしかない。この政策を続けていくと、将来的にどうなるのかを考える必要があるとした。佐々木氏は、厳罰化を進めれば、その子にとって何が必要かを考えなくなる。これは、問題を解決するプロセス＝子どもの権利回復（権利を認識する）のプロセスを奪っていくことになり、厳罰化によって私たちにも返り血を浴びる結果になると警鐘を鳴らした。

教育分野の永田氏は、モラルが低下している実感はないが、開かれた学校づくりにおける地域の人の目を教員はプレッシャーに感じている現実がある。結果、軽微なことに反応せざるを得なくなり、これが進むとゼロトレランスになる。つまり、現場にはゼロトレランスを受け入れる土壤があるため、教員の余裕と生徒の参加が重要であるとした。喜多氏は、ヤヌス・コルチャックの「子どもは失敗する権利がある」という言葉を引用し、ゼロトレランスは失敗が許されない施策であるため、子どもに対して国が求める子ども像を強いることになると危惧した。

最後にコーディネーターから、規制緩和、新自由主義、市場原理に注目し、今日の法改正をどう捉えるかということも重要な課題だと提示され、フォーラムは閉幕した。

ART ON たまごクラブ

森のアトリエ

1. 2007 年度の ART ON たまごクラブ

長期の休みに、障害のある子どもたちが同世代の仲間と一緒に、表現活動や自然の中での遊びなど、人との関わりの中から自分のしてみたいことを実現するプログラムと、障害

のある子をもつ保護者同士の交流を深める場づくりをおこなうプログラムを 2004 年夏より実施。

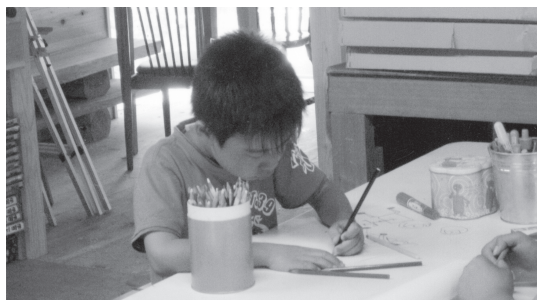
昨年度の成果と課題として次の 5 点があがっている。

- ・スタッフの自主性と柔軟な対応が、子どもと楽しい時間をつくる
- ・スタッフのスキル・ノウハウの共有化がすすむ
- ・「障害」のある子どもたちにとっての居場所作りへの前進
- ・「障害」のある子どもの受け入れ体制づくりの課題
- ・「障害」のある子どもやその家族への支援が、まだまだ整備が必要な現実

これらを受けて 2007 年度のたまごクラブの企画が始まった。本年度から、新たにスタッフとして参加する 3 名を交えて、方針を考えていくことになる。去年まで支援される側にいたアツオが、今年からスタッフとして子どもたちを支援する立場で参加することが大きな楽しみである。

参加する子どもたちにとって安全で居心地のいい時間を過ごしてもらうことを第一に考え

て、スタッフの柔軟な対応やスキルやノウハウの共有化を大切に運営していこうと話を重ねて、当日を迎える。



(1) 夏の ART ON たまごクラブ

・開催日 8 月 9 日・16 日・19 日・21 日・26 日（うち 21 日は親子バーベキュー）

・参加人数 69 人

・スタッフ 30 人

(2) 冬の ART ON たまごクラブ

・開催日 12 月 28 日・29 日

・参加人数 6 人

・スタッフ 6 人

(3) 一日の主な日程

8:00～9:00 ミーティング・準備

9:00～ 迎え入れ

9:30～12:00	午前の活動
12:00～13:00	お弁当
13:00～15:00	午後の活動
15:00～15:30	おやつ
15:30～16:00	集団遊び
16:00～	送り出し
16:30～17:30	片付け・ミーティング



(4) 開催の状況

夏は、前日まで申し込みが続き、施設やスタッフの許容量を越えるのではないかと心配した。1日の参加者が16人になった日もあり、長期休暇中の支援に対するニーズの大きさを改めて感じた。学生のサポートスタッフはそれぞれ川遊びやボール遊びにと参加の子どもたちに手を引かれて活動を始めたが、昼食やおやつとき以外休憩する間もない状況が続いた。しかし、毎年たった5日間ではあるが、3年間出会ってきた子どもたちとのつながりは深く、また始めて出会う子にも、3年間のスキルの積み重ねにより、その子の「したいこと」「困っていること」を汲み取ることができ、事故もなく楽しい5日間を終えることができた。サポートスタッフは、専門的な知識を持っていない学生が中心だが、送ってくる母親からその子の今日の状況や接し方を聞き、何より一緒に楽しく過ごしたいという双方向の気持ちや言葉のコミュニケーションを成功させていった。

また、冬については参加者が少なく比較的ゆったりと過ごすことができた。子どもたちは、

イノシシに荒らされた「あそび広場」を復興する計画をたて、材料の買出しから柵作りまでを、力を合わせてやり遂げた。アトリエの場所がわからなくて迷う人が多いことから、余った材料で看板まで作って立ててくれた。

イベント的なことは夏の親子のバーベキューくらいで、子どもたちにとっては、ただ長期休業中の数日間を近所の兄ちゃん姉ちゃんと一緒に遊んだというだけだ。しかし、その中で確実に子どもたち（サポートスタッフを含め）は成長する姿を見せている。

(5) 子どもたちの様子

①去年、アトリエに到着した後、お母さんが家に帰っていくのを2キロ走って追いかけたヒロトがとても落ち着いて遊べるようになっていた。その変化の原因がどこにあるのか、スタッフは考えてもわからなかった。今年、親子行事のバーベキューのとき、ヒロトの母親が赤ちゃんを抱いており、実は去年の夏に赤ちゃんが生まれていたのだとわかった。今までの親子の密だった関係が赤ちゃんの誕生で大きく変わり、ヒロトにとっては初めて生まれた親子関係の距離感の違いに大きな不安を感じていたからの行動だったのだと、1年を経過してやっとわかった。

②いろいろな人とおしゃべりしたいモエミは大学生のスタッフに興味を持ち、自分だけに振り返ってもらおうと急接近を始めた。しかし、他の4人と取り合いになってしまい、「自分の思うように」振り向いてもらえないと感じるモエミは、他の子がお兄さんにしゃべりかける様子に腹をたて、アトリエを飛び出した。50メートルほど進んだところで持っていたペットボトルを地面にたたきつけ、森の道をグングン歩くことで怒りを表した。スタッフ

としてはいつもなら、危険防止のためにもすぐに追いかけるところだが、お兄さんを取り合っていた一人の子がモエミの後を追いかけていこうと動き始めたのをみて、様子を見ることにした。二人で長い時間をかけて、森の道をかえってきた。参加者が自分から動くことにより、互いに友だちとしての意識が芽生えてきた。モエミはその後、性急な行動をしなくなり、女の子ばかり集まって楽しげに恋話をしたり、その後のイベントの全日程にゆったりと笑顔で参加したりすることができた。

③同じ学校の特別支援学級にいる同じ学年どうしなのに、まったく話もしない関係の子どもたちがいる。学校の他の子どもたちとの関係や地域の中での様子が想像できない子どもたちもいる。が、その逆もある。今年初めて参加したタケシが地域に帰って「楽しかったで!!」と話をしたようで、その地域から開催最後の日まで次々と参加希望者が増え続けるということがあった。たまたまサポートスタッフの一人がその小学校出身であり、子どもの送迎でやってきた保護者が、「あっ、ヒトミちゃんや」と気付いたことがきっかけになったのだが、つながりの深い人間関係が学校や地域の中にあるのを感じた場面だった。保護者も地域で生活していく子どもたちの姿を切実に望んでいて、つながりを求めていることもよくわかった。

④造形活動の支援プログラム「ART ON」に参加しているユミコが冬のたまごクラブに参加した。絵を描くのが好きなユミコに「障害」はない。学校ではほとんど出会うことのない「障害」のある子どもたちと、アトリエでは仲間としての付き合いをしていく。同じように色鉛筆を使って絵を描いているミズエに、

「色鉛筆貸して」と言えるまで、かなりの時間がかかった。ミズエのこだわりをユミコはどう理解したのか、ミズエはユミコをどう理解したのか、ミズエは今まで人に貸すのを嫌がった色鉛筆をユミコには、貸している。自分のしたいことをアトリエで一つひとつ実現していく中で、二人とも周りの人とのかわりが増えてきた。同じように今まで話をしなかった創作活動をしている人とも、障害の状況に関係なく話したり、遊んだりする場面が増えてきた。

⑤他の場所で楽しそうな雰囲気になった時に、違うことをしていて参加し損ねることのあるキョウカは、具合が悪くなった振りをするのでしか、周りの人の気持ちを自分に向けることができないでいる。人にやさしくして欲しいとき、振り向いて欲しい人の気持ちを自分に向けるために、今までキョウカはバタッと倒れてみたり、具合が急変する様子を演じたりしてきた。アトリエに来るようになったこの3年間でその頻度はだんだん少なくなってきたが、その子その子によって異なる「安心」の感じ方への配慮が必要であることをキョウカの不安な顔から考えさせられる。

⑥アツオにとっては厳しい夏になった。昨年までいち参加者であったのが、今年からはサポートスタッフとして支援する立場になったからだ。あちこちに落書きしたり、遊ぶ道具を次々にほり投げてしまったりするコウタに、「おいお前、あかん」「したらあかん」「拾ってこないとあかん」と声をかけ続け、コウタが手に持ってあちこち叩いていたプラスチックのゴルフクラブを何度も取り上げた。アツオは善悪の価値基準が強く、いけないことは許せない育ちをしており、成長と共に冗談も返すことができる余裕と柔らかさが出てきた

が、ここではコウタの行為を許すことができなかったと思われる。接しているうちにコウタから「アツオは、何でもすぐあかんって言う」と言われてしまい、互いの気持ちがすれ違ったまま両方がいらいらしていることが、傍目からも見て取れた。周りのスタッフからアツオに、「お前って呼ばんと、コウタって名前と呼んでみたら・・。」「コウタが何をしたいのか、一緒に考えてみたら？」といういろいろアドバイスを繰り返す姿が見られた。しかし、アツオにとっては、いけないことを繰り返すコウタを受け入れることができず、「お前」という向き合い方しかできないでいた。また、子どもたちの活動の様子に応じてフォローすることよりも、自分のしたくないことを避けた動きをしてしまい、他のスタッフから厳しい指摘を受けてしまうこともあった。しぶしぶ近くには行くものの、すぐに離れてしまうアツオ。一緒に動こうと経験豊富なスタッフから声をかけられ、なんとか夏のたまごクラブを乗り切った。冬は参加人数も少なくコンパクトな開催となり、子どもたちのペースを大事にし、やりたいことをフォローして行くゆったりした2日間となった。夏にうまくいかなかった子どもとの関係作りを何とかしたいと決意を新たに参加したアツオは、他の人と関係を作りにくいコウイチと一緒に作業をすることでいい関係を築き、アスミも交えて楽しく遊ぶ時間を作ることができた。アツオの関わりによく笑うコウイチの存在がアツオに少しずつ自信を取り戻させていったのだと思う。支援する側にとっても受け容れられているという実感が大きな力になる。気がつくアツオにとってはわけのわからない怖い存在のアトリエにいる子猫たちに対し、アツオは「お前」と呼ばずにそれぞれ

を名前で呼ぶようになっていた。そして年明けには、お家の方から、アツオがスペシャルオリンピックスのナショナルゲームに県の代表選手として出場することになったことを聞かせていただいた。いろいろな達成感や安心がアツオにとっての成長の大きな源になっている。



2. 成果と課題

○サポートスタッフの継続性とノウハウの移譲

進学や就職などで卒業するスタッフの存在と、新たに参加するスタッフの切れ目のない状態が何とか続いている。さまざまな子どもの状況にあわせ接していく姿勢や関わり方が、スタッフの交代で途切れずに伝わっていくことが大きな課題となっている。また、担当を決めて固定化した人間関係の中で、子どもたちが活動するのではなく、場面や状況に応じてスタッフが移動し、子どもがしたいと思いついたその姿を支援する柔軟な対応をスタッフたちは大事にしている。



○「障害」のある子ども達にとっての居場所作り

本年度より、社会福祉協議会で日中活動支援のプログラムが市内の一拠点で開始されることになりました。保護者の会の交流会で事業の説明があった時には、「こんなのは私たちの欲しい事業ではない!!」と、不満の声が多く出されたが、夏休みと冬休みのプログラムが終わると、「とってもよくってね・・・」と、実際に何度か参加してみることで、保護者の評価も変わってきている。こういう取組が市内のあちこちで増えてくることへの、保護者の期待が高まっている。

ただ、「あそこへ参加すれば安心だ」という場所が増えてくることは家族にとって大きなメリットだが、実際にそこへ参加する子どもにとって、そこが楽しい場所になっているのかどうかという視点を忘れてはならない。さらに、「障害」のある子ばかりが集まるのではなく、共生を大事にし、いろいろな子どもたちが交わりあう場所であってほしい。

○「障害」のある子どものニーズへの対応と安全の確保の課題

現在の参加人数であれば、子どもたちの受け入れは十分とは言えないまでも、何とか対応できるスタッフの成長とノウハウが本年度も積み重なってきた。しかし、子どもの安全確保や雨天時の屋内スペースの広さの制限などを考えると、今の状態がベストだとは思えない。また、大きく体を動かすのではなく、じっとしていたい子への映像機器などの準備などもしていかなければと思う。

現在の規模を広げていくことよりも、活動の質の保証を大切に、楽しさやみんなのやりたい気持ちに答えることができる環境づくりにも

努めたい。

○「障害」のある子どもやその家族への支援が、まだまだ必要な現実

自立支援法の施行にともなう、どんなサービスが回りにあるのか保護者間で情報の共有が難しく、まだまだ一人ひとりが模索している様子を感じている。地域で、「障害」のある子の保護者の会ができ、交流会などの活動をおこなっているが、そこへ出かけるには家族の協力や、仕事の調整が必要なため参加しにくい状況もある。

また、子どもが数年先に成長したときにどんな姿や環境になっているのか、地域社会の中でモデルになるような人との出会いの場が少ない現実もある。それが、子どもにとっても保護者にとってもこれからどんな選択ができるのか、具体的な生活の姿として先が見えない不安の一つになっている。また、毎日を豊かに生活しているのかという点でも、さまざまな社会的制約の中で本人の思いの実現や、本人による決定がなされない現実もまだまだあるということを忘れてはならない。



行政やNPOの隙間をうめる、このような子どもによる子どものための地域での取り組みがますます求められている。

(子どもの名前はすべて仮名です)

子どもの人権関係の報道と記録から…

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
2008/3/12	小中学校の全国学力テスト、私立は減少し参加率 53%に 読売新聞 来月 22 日に実施される「全国学力テスト」に参加する私立学校が昨年より 59 校減少し、参加率も 61.18 % から 53.09 % に下がったことが文部科学省のまとめでわかった。この結果、全学校の参加率も前年比 0.16 ポイント減の 98.7 % となった。2 回目となる来月のテストを児童・生徒に受験させるのは、国公立の小学校 2 万 1983 校と、中学校 1 万 706 校の計 3 万 2689 校。このうち国立は全 157 校が参加し、公立は愛知県犬山市の小中学校 14 校を除く 3 万 2060 校。これに対し、私立の参加は 472 校にとどまり、前年の 531 校を下回った。		うのはまだ議論が残されている」とし、児童・生徒の間で競争をあおりかねないとの懸念から、習熟度別指導の拡大に際しては慎重な検討が必要との考えを示した。
		2008/3/14	学校裏サイト 3 万 8 千件、「ウザイ・消えろ」 2 割に中傷 読売新聞 いじめの温床になっているとして社会問題化しているインターネット上の「学校裏サイト」を文部科学省が調べたところ、集計がまとまった 39 都道府県だけで約 3 万 8000 件が開設されていることがわかった。このうち少なくとも 2 割で、「ウザイ」（うっとうしい）「氏ね」（死ね）といった特定の個人への攻撃や中傷が確認された。同省は 14 日午後に都道府県の青少年行政の担当者などを集めて開く「ネット安全安心全国推進フォーラム」で集計結果を公表、対策の具体的検討に乗り出す。「学校裏サイト」は、学校の公式サイトとは別に、児童や生徒などが開設した非公式な掲示板の総称。同省によると、学校裏サイトを通じた中傷やいじめは 2006 年ごろから目立ち始め、同年秋には、仙台市内の中学 3 年の男子生徒が「この世から消えろ」などと中傷されて不登校になり、書き込んだ生徒 2 人が家裁に送致された。昨年 7 月に神戸市の高校 3 年の男子生徒が自殺したケースでは、サイト上
2008/3/13	全学年で習熟度別指導を＝橋下府知事 時事通信 大阪府の橋下徹知事は 13 日、府内の公立小中学校で限定的に導入されている習熟度別指導について「生活集団というクラスは守った上で、全学年習熟度別指導を目指していく」と述べ、全学年で習熟度別指導を行うことを府教育委員会に提案したと明らかにした。同日行われた府教育委員との懇談会の後、記者団に語った。これに対し、神戸女学院大教授で医師の生野照子教育委員長は「学年全部で導入とい		

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	に裸の写真や悪口が投稿されていた。ネットを巡るトラブルの相談を受けている「全国webカウンセリング協議会」にも、学校裏サイトに関する悩みや相談が昨年1年間に374件寄せられた。このため、同省は今年1月から民間の調査会社とNPOに委託して実態調査を開始。裏サイトを紹介している「全国学校サイトRANK」や、ネットの巨大掲示板「2ちゃんねる」から探し出したり、中高生から直接聞き取ったりする方法で集計した結果、九州と沖縄を除く39都道府県で約3万8000件あることがわかった。		の中で、調査そのものに確かに問題もあるが、利点も多いので個人的にはやるべきだと思うとしたうえで、「現実には競争というものも存在する。グローバル化が日本社会で進むなかで、親として子どもたちにもっと力をつけて欲しいとも思う。学力調査を受けることは、子どもたちの状況を知るうえでも害になるとは思えない」と述べた。これまで、「委員を増員し、(参加派を多数にして)調査に参加することもできる」と発言してきた田中市長は、実際に新たな教育委員の人選も進め、市議会とも相談してきたという。「今でも参加すべきだと思う。だが今回、ことさらにマスメディアに取り上げられ、対立を強調された」と話す。「教育行政への政治介入」との批判も受けているとして、「介入するつもりはない。ただ、公教育なので民主的なやり方で市民の思いを反映させた機関決定をしてほしいと望んでいる」と強調。
2008/3/16	学力テスト不参加、犬山市長「混乱に巻き込みたくない」 朝日新聞 全国学力調査(学力テスト)をめぐり、愛知県犬山市の田中志典市長は16日、教育委員の増員を市議会3月定例会に提案しないことを正式に明らかにした。市長は8年度調査への不参加が確定することについて、『断念』ではなく決断した』と述べた。田中市長は「決断」について、「私も4人の子どもたちを市内の学校に通わせている保護者だ。現場の先生や児童・生徒をこれ以上の混乱に巻き込ませたくないと考えた。また、市民や全国の人々にこれ以上、犬山のことを誤解されたくはないと思った」と胸の内を語った。全国学力調査に対する考え方で、市長と、市教委の総意とは隔たりがあった。市教委は「教育現場に競争を持ち込み、豊かな人間関係を育む土壌をなくし、子ども同士や学校間で格差を生む」と、学力調査の弊害を指摘してきた。これに対し、田中市長はインタビュー	2008/3/16	幼児食「自信がない」7割 専業主婦ほど悩み深く？ 毎日新聞 1歳過ぎの子どもの食事について「自信がもてない」と感じる母親が7割にのぼることが、江崎グリコの調査で分かった。また1歳以前と比べて「食事」で悩んだり困ったりする度合いが「増えた」と感じる人が6割に達し、離乳食から幼児食への移行に伴い、子どもの食事で悩む母親が増えている現状が浮き彫りになった。調査は昨年11月にインターネットを通じて、1歳以上3歳未満の子どものいる男女各500人を対象に実施した。1歳を過ぎた子どもへの食事の与え方

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	について「自信がある」と答えた母親はわずか2.6%で、「どちらかといえば自信がもてない」(60.8%)、「自信がない・不安」(10.0%)を合計すると、70.8%にも達した。「自信がある」と答えた人の環境では「父母と同居」(37.7%)、「有職」(32.0%)が高い数字を示し、同社では日常的に多くの相談相手がいる環境の人のほうが、自信を得やすいのではないかと分析している。また1歳を過ぎた子どもの食事について、1歳以前より悩んだり困ったりする度合いが「増えた」と回答した人は18.0%。「どちらかと言えば増えた」(39.6%)と合わせて、約6割の母親が子どもの食事に悩んでおり、具体的には「同じような献立になってしまう」(67.6%)がトップで、「栄養バランスが取りにくい」(55.2%)、「味付けが濃くなってしまう」(46.0%)と続いている。また「食材の安全性に不安がある」(12.0%)、「アレルギーで食べられるものが少ない」(4.0%)といった、食材そのものに対する悩みを抱えている母親も約2割あり、ほとんどの母親(94.0%)が何らかで「困っている」現状が明らかになった。		る。出版のきっかけは、非行をめぐって親拔きの議論が多すぎるという思いだ。当事者と専門家が分野を越え、家庭、学校、地域、社会の問題で意見や情報を交換し、非行に限らず青少年をめぐる問題を広く扱いたいと「若者たち」を意味する英語をタイトルにした。創刊号の特集は「子どもの問題と家族」。評論家の芹沢俊介さんの講演録をはじめ、弁護士や相談員、ライターが寄稿した。親の体験記や、不登校など各地のグループの活動紹介もある。第2号では「子どもと向き合うとは」を特集する。「子どもの問題は教育、福祉、医療などさまざまな分野にまたがる。現実の親子の姿を伝え、一緒に考えたい」とセンターの春野すみれ副理事長は話す。
2008/3/17	非行や少年事件考える雑誌創刊 親らで作るNPO 朝日新聞 親を含め、子どもにかかわる教職員や法律、医療、福祉関係者らが、非行や少年事件をとともに考える雑誌「ご ゆーす」が創刊された。編集は、子どもの非行に悩む親の自助グループから生まれたNPO法人「非行克服支援センター」(能重真作理事長)。第2号が今月中に出版され	2008/3/20	高校生6割「宮崎ってどこ？」 地理教育どげんかせんと 朝日新聞 高校生の6割近くが、地図上で宮崎県の場所を答えられず、大学生でも約3分の1が分からない——。日本地理学会は19日、こんな調査結果を発表した。国の位置を問う問題でも、イラクの場所を答えられたのは高校生の約4分の1、大学生の約半数。同学会は「知事が話題となっても、宮崎の場所を正確に知っている生徒は少ない。地理教育の充実が必要不可欠だ」と訴えている。調査は同学会の地理教育専門委員会が昨年12月～今年2月、全国の51校(うち37校は東京都内)に通う6159人の高校生と31大に通う3747人の学生を対象に実施。白地図から10都県や10カ国の位置を選ばせた。都県では、高校生の正答率は宮

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	崎が最低で、愛媛とともに5割を切った。大学生でも愛媛、宮崎、島根の3県は約3分の2にとどまった。宮崎の場合、隣県の熊本、大分と取り違えた学生が多かったが、音の響きから東北の宮城と間違えた例もあった。国では、フィンランド、ケニア、ベトナム、スイス、イラクの正答率が高校生で5割未満。イラクは大学生になると5割を超えたが、3年前の調査に比べると、正答率は6.3ポイント落ちていた。誤答では隣国で音の響きも似ているイランを選んだ学生が最も多かった。高校で地理を選択履修している場合、国の正答率は高校、大学とも未履修組より高かった。地理学会の滝沢由美子・帝京大教授は「国際化が進む中、地図上で物考えることができる若者が少ないのは問題」と分析。地理教育の充実や、地理を専門とする教員の確保などを求めている。		の現役保護者部会とする(2)各クラスの保護者から役員を選ぶ仕組みは変えないが、会長は選出せず役職も少なくする(3)区内のPTA役員が集まる会合には今後参加しない——が主な内容。1月のPTA運営委員会で方針は承認されており、5月の総会で正式決定する。藤原校長は「慣例で続けている仕事をリストラし、必要なことに力を注ぎたい。全国のPTAの参考になるのではないかと。親と地域の人が協力し学校を支える態勢を強めたい」と話す。一方、文科省は、中学校区ごとに学校支援地域本部を設けようと、08年度予算案に50億4000万円を盛り込んだ。地域本部には、教職員や保護者に加え地域の代表者が入り、部活動の支援や、学校環境の整備、登下校のパトロールなどでかかわる。また、理科の授業やキャリア教育、自然体験などを支援できる専門家を探し出して、有償で招く。
2008/3/23	杉並・和田中「脱PTA」宣言 地域ぐるみの支援組織に 朝日新聞 数々の教育改革で知られる東京都杉並区の区立和田中学校は22日、PTAの役職を簡素化し、区のPTA協議会(P協)から脱退することを決めた。4月以降、PTAは地域の協力者で作る「和田中地域本部」の一部門となる。文部科学省は新年度から、和田中をモデルに「学校支援地域本部」を全国1800カ所に置く方針。都市部を中心にPTAの担い手は減っており、保護者だけに頼らない和田中方式は広がる可能性がある。3月末に任期満了で退任する藤原和博校長が、この日の学校運営協議会で報告した。(1)PTAは地域本部の一部門	2008/4/1	全国運動テスト08年度から毎年実施 小5と中2対象 毎日新聞 文部科学省は1日、すべての小学5年生と中学2年生を対象にした「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」を08年度から毎年実施すると発表した。43年ぶりに07年復活した「全国学力・学習状況調査」(全国学力テスト)のスポーツ版。結果を分析し、都道府県別の平均値などを12月に公表する。全児童・生徒を対象としたスポーツテストは初めて。文科省は4月半ばまでに、市町村教委を通じて各校の参加意思を確認。参加校は4～7月の間にテストを実施する。小5の

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	実技調査は▽握力▽上体起こし▽座った状態で前屈する長座体前屈▽反復横跳び▽二十メートルシャトルラン▽五十メートル走▽立ち幅とび▽ソフトボール投げ——の8種目。中2も8種目だが、ソフトボール投げはハンドボール投げに替わり、二十メートルシャトルランとの選択制。併せて生活習慣や食習慣、運動習慣などを調査し、実技の結果との関連を分析する。大都市から地方まで、所在地の種別を5段階に分けた比較も行う。市町村別や学校別の結果公表はしない方針。08年度は約240万人が対象。文科省生涯スポーツ課は「子供の体力低下が課題となっており、現状をきめ細かく把握・分析する必要がある。競争を助長しているわけではない」と説明している。国は1964年から6～79歳を対象に「体力・運動能力調査」を抽出調査で実施してきたが、小5は各都道府県48人、中2は60人だけが対象だった。任意で参加もでき、全児童・生徒の参加率は7割程度だった。		の構成。いずれもB5判フルカラーで64ページ。巻末にははさみで切り取れる絵カードを16ページ分収録した。読解が中心の中学以降の教科書とは違い、付属のCDを聴きながら書き込むワークブック方式となっている。世界の主な挨拶や衣装を特集するなど異文化コミュニケーションを重視しつつ、相撲や歌舞伎といった日本の伝統文化も紹介している。2年間で学ぶ語彙は285語程度、文章表現は「When is your birthday?」（誕生日はいつ?）など簡単な約50通りで、いずれも中1の学習範囲だ。外国語活動は21年度から前倒し実施できるため、文科省では今年度内に全小学校に約250万部を配布。教員にはCDや指導書も提供する。研究開発校などすでに積極的に取り組んでいる約550校には3月末に教材を先行して発送しており、改善意見を踏まえて内容を修正する。
2008/4/3	小学校から英会話、コミュニケーション重視 小学英語教材作成で試作案 産経新聞 学習指導要領改定に伴い平成23年度から小学5、6年で外国語活動が必修化されることを受けて文部科学省は3日、全児童が授業で使用する共通教材「英語ノート」の試作版を作成したと発表した。一定水準の授業レベルを確保するのが狙い。読み書きよりコミュニケーションを重視。テキストに英文は皆無でイラストが満載となっている。テキストは両学年1冊ずつで9章立て	2008/4/7	面接官向け要領、教員試験の資料流出か…北海道で06年読売新聞 2006年9月に行われた北海道の教員採用試験で、札幌市教委の面接官用資料が、事前に受験者に流出した疑いがあることがわかった。札幌市教委によると、この資料は道教委と共同で作った「個別面接検査の実施方法について」という文書4枚。06年の面接試験では教育現場での事例を挙げて対応をみる「場面指導」の考査を初めて導入した。文書は場面指導について時間配分を7分とし、設問内容も参考例として示していた。面接試験は道教委と札幌市教委が同年9月2、3日に実施した。札幌市教

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	委は、この文書を試験 10 日前の説明会で面接官を務める校長と指導主事の計 144 人に配布、試験終了後に回収したという。今年 3 月に外部から流出の指摘があった。札幌市教委は「面接官から流出した疑いはあるが、確認はとれていない。試験は総合的判断で可否を決めている」、道教委は「流出した可能性があるのは遺憾だ。札幌市教委の調査を待って対応を決めたい」としている。		の流れに乗り遅れないようにしている」とする母親も前々回 (46.9%)、前回 (52.7%) よりも増えて 55.8% に上った。一方、小 1～中 3 の母親 6770 人に子供の生活習慣を尋ねた結果、「遊んだ後の片づけや部屋の整理整頓ができる」という回答は前回比 5.8 ポイント減の 52.5% だった。「約束を守る」も 4.0 ポイント減の 77.4%、「食事のマナーが身につけている」は 2.6 ポイント減の 82.0%、「決まった時間に起床・就寝する」は 3.2 ポイント減の 65.9% と、生活習慣についての調査結果は軒並み前回を下回っており、身の回りのことを一人でできる子供が減っている実態も明らかになった。この調査結果について、青山学院大の樋田大二郎教授（教育社会学）は「競争社会の風潮が進む中で、母親たちは世間の流れに合わせて頑張ろうとする一方、しつけに対しては認識が甘くなっているのではないか」と分析している。
2008/4/18	母心「しつけ」より「学力」…ベネッセ調査 読売新聞 小中学生を持つ母親の半数以上が、子供を塾や習い事に通わせないと「不安だ」と感じ、子供がすることを自ら決めたり、手伝ったりしていることが「ベネッセ教育研究開発センター」の調査でわかった。整理整頓や食事のマナーなど基本的な生活習慣が身につけていない子供も増えており、母親たちが子育てに関して「しつけ」より「学力」を重視している現実を裏付ける結果になった。この調査は 1998 年と 2002 年に続いて 3 回目。今回は昨年 9 月、東京、神奈川、千葉、埼玉の 1 都 3 県の小 3～中 3 の児童・生徒を持つ母親 5315 人を対象に実施された。このうち 51.7% の母親が「子供の将来を考えると習い事や塾に通わせないと不安」と回答し、前々回の 42.7%、前回の 48.0% を上回った。「子供がすることを親が決めたり、手伝ったりすることがある」かどうかについても 52.4% が肯定。前々回 (41.5%) や前回 (47.3%) より大きく伸びた。「子供の教育・進学面では世間一般	2008/4/18	教諭も中傷対象に 学校裏サイトに削除依頼 産経新聞 横浜の市立中学校で学校裏サイトと呼ばれる掲示板に教諭が削除依頼をしたところ、サイト内で「ネットをかき回って削除依頼をしている」などと誹謗中傷を受けたことが 17 日、横浜市教育委員会の調べで分かった。削除依頼は通常、本人か保護者、担任教師など身分を明らかにする必要があり、今回も生徒に相談された教師が本名などを使ったとみられる。中傷に実名は出なかったが、学校関係者が見れば特定できるという。市教委の調べでは、全 145 中学校のうち、約 9

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
2008/4/19	割が裏サイトででのいじめを把握。市教委は削除依頼だけでなく、携帯電話の使い方の啓発や相談窓口の設置などが必要だとしている。 教育投資 数値目標なし…中教審教育基本計画を答申 読売新聞 中央教育審議会は18日の総会で、今後5年間の政府の教育政策の目標を定める「教育振興基本計画」に関する答申を取りまとめ、渡海文部科学相に提出した。答申は、欧米主要国並みに教育投資を充実することを掲げたが、数値目標の設定は見送った。文科省は今後、答申に基づき基本計画を策定し、5月中の閣議決定を目指す。計画は改正教育基本法に基づき、今回初めて策定されるものだ。答申は教育投資の現状について、「我が国の教育に対する公財政支出は、ほかの教育先進国と比較して低い」と指摘した。具体例として、経済協力開発機構（OECD）諸国の対国内総生産（GDP）比平均5.0%に対し、日本が3.5%にとどまることなどを挙げ、増額の必要性を訴えた。ただ、国の厳しい財政事情に配慮し、投資額の目標は示さず、「欧米主要国と比べ遜色ない教育水準を確保すべく、教育投資の充実を図ることが必要」とするにとどめた。文科省が2008年度から3年間で2万1362人増員させる定員計画をまとめた小中学校の教職員定数についても、「改善を着実に実施する」として、必要な定数は明記しなかった。一方で、答申は重点施策として、福田首相が施政方針演説で表明した「留学生30万人計画」の2020年ごろ	2008/4/22	までの実現や、道徳教材の活用を促進するための国庫補助制度の早期創設などを明記した。このほか、大規模地震発生時に倒壊の危険性が高い小中学校施設（約1万棟）の早期耐震化へ向けた優先支援なども盛り込んだ。 「勉強合宿」「午後の寺子屋」 学テ、各地で成績アップ躍起 産経新聞 43年ぶりに復活した昨年に続き、22日実施された全国学力テスト。昨年の結果を基に、各地で「勉強合宿」や公民館を使った「寺子屋」など学力向上対策が取られている。文科省は「学力コンテストではない」と、数字に一喜一憂しないよう呼びかけているが、各教育委員会は、都道府県別の成績が気になるようで、学力アップに躍起だ。昨年10月の結果公表を受け、希望した26道府県・政令市にはそれぞれ先進事例予算として、他県・市より1000万円余計に国から追加配分された。配分を受けた静岡市の市立清水三保第一小では、昨年11月から少数、分数の計算など基礎力に課題があるとして、6年生全員に週3、4回、帰りの会を使ってプリント学習を実施。添削のうえ週1回、習熟度別に指導する「放課後赤マル教室」を行った。1カ月後には「算数が好き」と答えた児童が32%から43%に上昇するなどの効果が出ているという。同市立美和中では、家庭学習の習慣ができていない生徒が目立ったため、3年生を対象に冬休みに2泊3日の「勉強合宿」を実施。持参の問題集を使って延べ20時間の自習を行い、質問があると市教委から派遣された講師が個別指導した。

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	終了後、参加者の家庭学習時間が平均1時間12分増えたという。同じく配分を受けた福岡市の市立弥永小では、公民館に家庭学習支援室「午後の寺小屋」を開設。週2～5時間、保護者や卒業生の大学生らボランティアが子供たちを指導している。沖縄県は昨年、小中とも正答率で最下位だった。仲村守和教育長は、文科省に教員の増員を求め、今年になって教員向けの授業実践事例集や、保護者向けの「家庭学習の手引き」の作成など取り組みを進めている。同県教委は「平成23年度に平均正答率70%」の数値目標を掲げている。小中ともに昨年、45位だった大阪府。なかでも、大阪市はさらに府平均を下回ったため、小1から中3まで独自の「学力テスト」を行うなどしている。		の国語Bが12問中2問、算数Bでは13問中5問で、中学校でも国語Bが10問中6問、数学Bは15問中5問にとどまるなど、何らかの解答を考えて書かせる設問が多かった。「昨年よりも書かせる量が全体的に増えた。時間内に問題を答えられなかった子供も少なくないのでは」大手進学塾「栄光ゼミナール」もそう分析する。典型的だったのは、小学校の算数Bで出題された米の生産額を尋ねる問題。2種類のグラフを読ませたうえ、「米の割合が60%から40%に減っているから米の生産額も減っている」という考え方が正しいかどうかと、その理由を尋ねた。小学5年で学ぶ百分率などの「割合」はイメージがつかみにくく、算数でつまづく一因。米の生産額を導くには60%と40%を単純に比較するのではなく、全体の農畜生産額にそれぞれ割合を掛けて計算しなくてはならない。「活用」では同じように理由を書かせる問題が、小中で計7問出題された。中学校の国語Bでも「全然」の使い方について「あとに打ち消しの否定表現がくる」という国語辞典の説明と、「『全然明るい』と言うことがある」という若者の回答が多数を占めた世論調査のグラフを見せたうえで、「全然明るい」という表現をしてもいいと思うかどうかを考えさせ、そう思う理由も答えさせた。
2008/4/23	全国学力・学習状況調査、思考力や表現力を重視 読売新聞 全国の小学6年生と中学3年生を対象に22日実施された「全国学力・学習状況調査」（全国学力テスト）。昨年に引き続き2回目となった今年も、約232万人が国語、算数・数学の2科目で「知識」（A）と「活用」（B）のそれぞれ2種類のテストに挑んだ。昨年と比較すると、思考力や表現力を試すため、子供に理由を考えて書かせる問題が数多く出題され、専門家からは「こうした試験に対応するには、少人数教育などの授業改革がより一層求められている」との声があがっている。理由考え、書かせる問題が増える「活用」は、身近な生活に知識を生かす力を試すテスト。解答を選ばせる選択式は小学校	2008/4/24	小学算数に台形面積復活 文科省が新指導要領を一部前倒し 産経新聞 文部科学省は24日、小中学校の新学習指導要領を、一部前倒し実施する移行措置案を発表した。理数教科を中心に行われ、

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	小学算数で台形の面積、中学理科でイオンなどが復活した。これに伴い理数教科の授業時間が増え、小学校では各学年で週の授業時間数が1時間増加する。同省では、今年度中に必要な指導教材を用意する。新要領は小学校で平成23年度、中学は24年度から全面実施する。前倒し指導することで、教える内容が学年によって抜け落ちることがないようにし、スムーズな導入を目指す。移行措置は理数教科のほか体育、道徳、特別活動、総合的な学習の時間でも実施。小学校では社会の「47都道府県の名称と位置」などの指導開始も早める。新設する外国語活動の導入は学校判断に委ねる。授業時数は、小学校では21年度から算数を週4～5時間、理科を2.6～3時間、体育を低学年で3時間に増やす一方、総合学習を減らして、授業時間を確保する。中学では、21年度から1年の数学と3年の理科、22年度から3年の数学と2年の理科、23年度から3年の理科をそれぞれ4時間（現行はほとんどが3時間）に増やす。小学校と同様に総合学習や、選択科目を削減するため、総授業時間数は現行と変わらない。同省では6月下旬以降、各地で説明会を開催する。		値目標には消極的だったが、先進各国に水をあけられていることへの危機感から方針転換した。しかし、財務省は支出拡大には慎重姿勢のまま。6月にまとまる「経済財政改革の基本方針」（骨太の方針）も見据え、文科省を後押ししようと、河村建夫元文科相ら自民党文教族議員が1日午前、首相官邸を訪れ、数値目標を入れるよう要請するなど政治闘争の様相も帯びている。文科相の諮問機関「中央教育審議会」が4月18日にまとめた教育振興基本計画の答申では、「欧米主要国と比べて遜色ない教育水準を確保すべく、教育投資の充実を図ることが必要」という文言を入れただけだった。一転して、文科省が打ち出したGDP比5.0%という数値は、経済協力開発機構（OECD）諸国が教育支出にかけている公的資金の平均値。日本は現在3.5%で、日米の大学生を比較した場合、一人あたりの公財政支出（年間）は、日本の67万円に対し、アメリカは106万円と39万円の開きがある。中教審の審議では「教育投資の充実は国力の維持・向上に最低限必要」（安西祐一郎慶応義塾長）といった意見が相次いだ。財務省との事前折衝で数値を入れることを拒まれて断念。自民党文教族からは「この答申では教育水準は上がらない」などと強い不満があがっていた。文科省は財源として道路特定財源の一般財源化や税制改革に期待しており、実現すれば全国の教員も5年で2万1000人増やすことが可能になる。しかし、4月30日に自民党議員約20人と面会した額賀財務相は「教育への投資も重要だが、投資より効果が
2008/5/1	文科省と財務省が教育支出で衝突 教育支出に数値目標GDP5% 読売新聞 文部科学省は、教育支出額を今後10年間で国内総生産（GDP）の5.0%まで引き上げるという数値目標を、戦後初めて国が策定する「教育振興基本計画」に盛り込む方針を決めた。これまで国の財政事情に配慮し、数		

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
2008/5/9	上がる方法もあるのではないかと慎重で、先行きは不透明だ。 弱視児童・生徒向け 拡大教科書普及へ一歩 文科省、有識者会議を発足 産経新聞 文部科学省が、弱視児童・生徒向けの「拡大教科書」普及に本腰を入れ始めた。現在主流のボランティアによる「手作り」から、教科書会社の「既製品」を増やして、より多くの子供たちに供給できるようにする計画だ。そのため、有識者による「拡大教科書普及推進会議」を立ち上げ、教科書会社への協力を求める。文科省では新学習指導要領が完全実施される平成 23～24 年度には、必要な児童・生徒すべてに拡大教科書を届けたい考えだ。小中学校の通常学級に在籍する弱視児童・生徒は 1739 人 (17 年度)。だが、視覚特別支援学校 (盲学校) の在籍数は不明だ。理由について文科省は「弱視者調査を行っていないうえ、制度上盲学校では弱視と全盲を区別して教育していない」と説明する。18 年度に拡大教科書が供給されたのは 634 人、約 1 万 1300 冊。通常の教科書が読めたり、拡大鏡などを使う児童・生徒もいるため、文科省では「希望する児童・生徒全員に供給している」という。だが、拡大教科書は 8 割がボランティアによる手作り。民間出版社 2 社が算数・数学、英語、社会、理科の専用教科書を発行するほかは、教科書会社の光村図書など 4 社が国語と音楽、地図を発行しているだけ。盲学校などはこれらを使用しているが、通常学級に在籍する児童・生徒は学校で使用している教科書の	拡大版がない場合、あきらめているのが実情だ。この比率を逆転して教科書会社が既製品を担当、残りをボランティアの「オーダーメイド」にしようというのが文科省の狙いだ。現在、ほとんどの教科書はコンピューターで作製されており、文字の拡大や移動が簡単になった。教科書会社「教育出版」の小林一光社長は「拡大教科書を念頭に置いて、一般の教科書を作れば、コストや労力も少なく済む」と話す。ただ、課題は少なくない。最も重要なのが文字や図版の大きさの規格だ。会議に出された複数の「私案」でも文字の大きさや行間が異なっていた。文字の大きさなどの異なる 2 種類程度の既製教科書を作製すると見込まれるが、何割程度の児童・生徒が利用可能か調査が必要だ。ほかにも (1) 教科書会社への協力呼びかけやコスト負担をどうするか (2) 教科書会社から、ボランティア団体へ提供されるデジタルデータの種類、内容 (3) 現在は作製されていない高校向け拡大教科書の在り方などの課題が指摘されている。会議に時間がかかれば子供たちは卒業してしまう。筑波大付属視覚特別支援学校の宇野和博教諭は、23～24 年度の実現を目指す文科省の計画について「現場の危機感と乖離している。来年度から実行してほしい」と、早急な実現の必要性を訴えている。	
2008/5/11		和田中の「夜スベ」、補習にも拡大 業者が個別指導 朝日新聞 学校が終わった夜の時間帯に進学塾の授業「夜スベ」を行っている東京都杉並区立和田中学	

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	校が今月下旬から、学校での成績にかかわらず希望者全員が受けられるよう枠を拡大することを決めた。個別指導の民間業者と新たに提携し、進学塾の授業で「難しい」と感じた生徒には補習中心に行うことにした。夜スペは1月、和田中を支援する住民でつくる地域本部の主催で始まった。平日の夜と土曜日の週4回、和田中の教室に大手進学塾SAPIXの講師が出向いて3年生に教えている。現在の受講生は18人。もともとは、3月末で退任した藤原和博・前校長が「成績上位層の力をもっと伸ばしたい」と発案した。ほかの生徒は、地域本部が土曜日に補習の面倒を見ている。しかし中3の内容になるとボランティアで教えるには限界があり、4月に就任した代田昭久校長が「もっと勉強したいという子には全員にチャンスを与えたい」と、あらためて3年生全員129人に募集。新たに24人の応募があり、実力テストをしたところ成績にばらつきがあった。そこで、2カ月程度はSAPIXの授業を体験させ、進度が速すぎると感じる生徒には個別指導でじっくり教えることにした。個別指導を担当するのは、家庭教師派遣業のトライグループ（二谷友里恵社長）となる見通しだ。個別指導も、SAPIXと同じ料金で授業時間も変わらない。		などの文法構造が異なり日本語とは“別言語”の日本手話と、日本語の読み書きの両方を使いこなす「バイリンガル」の育成を教育方針に掲げ、コミュニケーション能力や学力の向上を目指している。戦後のろう教育は相手の口の動きから言葉を読み取ったり、補聴器でわずかな音を聞き取ったりして、発声訓練をする「聴覚口話法」が中心だった。しかし障害が重いと上達が困難で、教員との意思伝達も難しいケースがあった。近年になって、手話を指導の一部に取り入れる特別支援学校も増えているが、明晴学園は手話を母語である「第一言語」と位置付けているのが特徴だ。
2008/5/11	国内初、手話で授業の学校 読み書き併せバイリンガル 東京・品川区 産経新聞 耳の聞こえない子どもたちに手話を主体とした授業を進める全国初の学校「明晴学園」が今春、東京都品川区に開校した。語順	2008/5/11	学校図書費 44 億円、自治体が“流用” 国の交付金の 2 割 産経新聞 学校図書館を充実させるため、平成 19 年度に国が全国の市町村などに交付税として財政措置した図書購入費約 200 億円のうち、実際に自治体为本の購入に予算化したのは 78 % にとどまり、20%超に当たる約 44 億円がほかの目的に使われていたことが 10 日、文部科学省の調査で分かった。図書購入費を“流用”していたのは、調査した約 1870 の自治体や一部の事務を共有する教育委員会などの 82% に上り、その 9 割が財政難などを理由に挙げた。文科省は学校の目標冊数「学校図書館図書標準」を定め充実を促してきたが、趣旨が生かされていない実態があらためて明らかになった。図書購入費は地方交付税のため、最終的な使途が自治体の判断に委ねられていることが背景にある。

一人ひとりを大切にする教育を

07人権教育指針ブックレット第Ⅰ集

人権教育の現状と課題、国際人権条約の視点をふまえ、教職員が日々の教育活動を検証し、人権諸課題にアプローチするための具体的な指標として、2007年8月に改訂された日教組人権教育指針。この指針を、学校現場における日々の教育実践に活かし、人権教育の充実・推進を図るためにまとめられた1冊。

- ◆日本教職員組合07人権教育指針ブックレット編集委員会編
- ◆定価（本体700円＋税）
- ◆A5判96頁
- ◆ISBN978-4-901927-65-9

- I 人権教育をめぐる状況と課題
- II 人権教育指針
- III 人権教育指針を教育実践に活かすために
- IV 人権教育に関わる諸課題



●ご注文はお近くの書店か小社へ

株式会社 **アドバンテ-ジサー-バ-**

ADVANTAGE SERVER Co., Ltd. 教育関連メディア、教育情報のータルプランニング

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館
TEL 03-5210-9171 FAX 03-5210-9173 郵便振替 00170-0-604387
URL <http://www.adosava.co.jp>

●いんふおめーしょん/子どもの人権連 No.114 /2008年5月号 2008年5月31日発行

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

- ◆発行＆編集人
- ◆事務局

子どもの人権連事務局
〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2の6の2 日本教育会館 6F
TEL・FAX 03 (3265) 2197 e-mail:kodomo@jtu-net.or.jp
URL:<http://www.jinken-kodomo.net/>
郵便振替／00180-8-18438（子どもの人権連）
年会費＝個人（1口）5,000 円、団体（1口）10,000 円